資料１－３

本市独自の基準　①介護老人福祉施設における居室あたりの定員

１　現状

○　昨年の厚生労働省令改正により、ユニット型個室ではない従来型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の居室定員が４人以下から１人となり、平成 24 年４月１日から施行されている。

※　条例制定までの経過措置があるため、引き続き４人以下となっている。

２　本市の考え方

ユニット型個室ではない従来型介護老人福祉施設の居室定員については、条例制定施行により経過措置が終了し、居室定員が１人になるが、これまで同様４人以下とする。

３　独自の基準を設ける理由

○　入居者個人の尊厳確保等の重要性からユニット型個室の整備を基本とするが、利用者の選択肢を確保するなどの観点から、これまで同様従来型多床室を交えた整備も可能としていくことが必要と考えている。

※　本市においては、介護老人福祉施設の公募の際の要件として、全室個室ユニット型による整備を基本としながらも、定員 30 人以上の施設（広域型）では、従来型とユニット型を同一建物内で一体的に運営する場合に限り従来型（居室定員４人）の整備を認めている。